

令和元年6月12日

福岡県知事 小川洋 殿
福岡市長 高島宗一郎 殿
北九州市長 北橋健治 殿
福岡県公安委員会委員長 杉美奈子 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事(弁護士) 後藤 啓二
(野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

再度の児童相談所と警察との全件共有と連携しての対応を求める要望書

児童相談所と警察との全件共有と連携しての対応につきましては、本年2月、福岡県知事、福岡市長、北九州市長あてに要望書を発出し、福岡市長には直接面談して要望しておりますが、いまだ受け入れていただいております。その後、3月には筑紫野市で児相が関与していた家庭において、小2 女児が真冬に長時間水風呂につけられるなどの凄惨な虐待事件が発生しました。この事案は、

- ① 保護者らが水風呂を選んだ理由として「たたいてあざが残るといけないと思った」と供述しており、悪質な保護者ほど傷やあざが見えるところにつかないように虐待することから、福岡県・福岡市・北九州市が警察との情報共有の対象を「外傷」が認められる事案に限定することの危険性を明らかにしたものであり、
- ② かつ、本事案はもともと学校が通報していた事案ですが、一般論として、児相から虐待児童と知らされないままでは、あざに気づいた学校も虐待ではないと軽信し通報しないリスクがあり、そのようなリスクは、児相から案件を一部しか提供されていない警察は常に抱えていること

を改めて明らかにしたものです(詳しくは下記参照)。

6月5日には、札幌市で児相と警察が関わりながら虐待死に至らしめた事件も起こっており、児相と警察等関係機関の連携・協力の重要性はますます明らかになっています。

そこで、今般改めて、福岡県・福岡市・北九州市におかれましては、筑紫野市

事件等多くの事件を教訓として、先進的な多くの他府県の取組に倣い、子どもたちを虐待から守るため児童相談所と警察との全件共有と連携しての対応を速やかに受け入れていただきますようお願い申し上げます。

なお、私どもから、添付のとおり国に対しても要望書を提出しておりますので、ご参考になさっていただきますようお願いいたします。

(筑紫野市事件について)

筑紫野市の事件は、8歳の長女の両手と両足を縛り水風呂に入れて殺害しようとするなど何度も無理やり水風呂に入れるなどの虐待を繰り返していた事件です。嫌がる長女を裸のまま水風呂に入れる様子を撮影した画像が残っていた。長女が「うそはつかない」「いわれたことをいちどできく」などと書かされた誓約書も見つかったとされています。結愛ちゃん事件、心愛さん事件と同様の事件で、殺害されていても不思議はないほどの悪質凶悪な事件です。

この事案は、福岡県の児相は一年以上前に把握しながら、警察へ通報していませんでした。母親に対して指導していたようですが効果がないまま、家庭訪問もわずかで内縁の夫が同居していた事実すら児相は把握していなかった、あざを見つけた学校から児相に通報があり、ようやく警察に通報し逮捕に至った事案です

児相が案件を抱え込んでいては救えるはずの命が救えず、関係機関と情報共有し連携して活動することで子どもの命が救えることを明らかにした事件です。もし、教師があざを発見し通報していなければ子どもは殺害されていた可能性がかなり高いのです。

児相が虐待案件を抱え込み、児童が在籍する学校に知らせないような対応をすれば、教師があざを見つけて子どもに質問しても、子どもが親をかばい「自分で転んだ」と答えれば虐待を疑うことができず、通報しないこともよくあることです。そうすると折角虐待に気づき子どもを救うことができる機会を児相が他機関と情報共有しないことでみすみす失ってしまい、最悪虐待死に至ってしまうことになるのです。

本事件はあざという危険な兆候を学校が気づいた事案ですが、危険な兆候を気づくことができるのは学校のみならず、警察等の多くの関係機関も同様です。警察は子どもの泣き声がする、あるいは男の怒鳴り声がするDVではないかなどの理由で110番通報を受けこの家庭に臨場する機会があったとしても(現実にはかなり対応しています)、児相から事前に情報提供を受けていなければ、親から「夫婦喧嘩です」と騙され子どもが虐待を受けていることを見逃してしまい、救うことができず虐待死させられていたかもしれません。実際、

このような事件が東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件、大阪市西区聖香ちゃん虐待死事件として起きているのです。

そもそも児相が1回の家庭訪問で「この案件は虐待ではない。軽微である」として警察等に連絡する必要はない、と判断することがそもそもの誤りです。神ならぬ人間の身で虐待リスクの正確な判断など不可能で、そのように軽信した事案で多くの虐待死が起きているのです。

また、シングルマザー家庭に同居人が出現することは危険な兆候で、その直後に虐待死させられた事件として、大阪府箕面市歩夢ちゃん事件があります。児相、市町村、学校、警察等幅広い関係機関が情報共有する仕組みができていれば、いずれかの機関が同居人の出現を把握した場合に直ちにその事実を関係機関で情報共有し、虐待リスクを上げ、家庭訪問の頻度を上げる、一時保護を図るなどにより子どもを守ることができるのです。

さらに、昨年7月20日の政府の緊急対策で、児相と警察との情報共有の基準として「虐待による外傷が認められる事案」に限定したことの問題点が改めて明らかになりました。被疑者は水風呂を選んだ理由として「たたいてあざが残るといけないと思った」と供述しています。悪質な保護者ほど傷やあざが見えるところにつかないように虐待します。ですから、「外傷」が認められる事案に共有の対象を限定することは、悪質な親による虐待案件は警察と共有されないことになってしまうのです。少し考えれば分かることです。しかし、本件のような見えるところに傷を残さないより悪質な虐待案件については共有しないでいいと考えている、厚労省・警察庁、政府はこのような限定をしまい、福岡県・福岡市・北九州市、東京都なども政府に倣いこのような限定をしまっています。悪質な保護者による虐待事案から子どもを守ろうと考えるのであれば、共有の対象を「外部から見えるところに傷がある事案」に限定するのではなく、全件とするしかありません。福岡県は、実際にこのような事件を経験されたのですから、情報共有の対象を「虐待による外傷事案」に限定することの危険性は直ちにご理解されることと思います。福岡市、北九州市も同様のことと存じます。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B 代表理事 後藤啓二(弁護士)

tel03-6434-5995 fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp